

様式第2

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の9
処 分 の 概 要：登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法令の定め：
処 分 基 準： 登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命じることとする。 例えば、以下のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ○ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復しようとしており、その早期是正・回復が見込まれるとき。
問い合わせ先：交通部交通指導課放置駐車対策係（電話059-222-0110）
備 考：